

前 金	部 分 払
有	—

令 和 3 年 度
水 施 第 1 - 2 0 号

片田貯水池改修工事効果分析等業務委託設計書

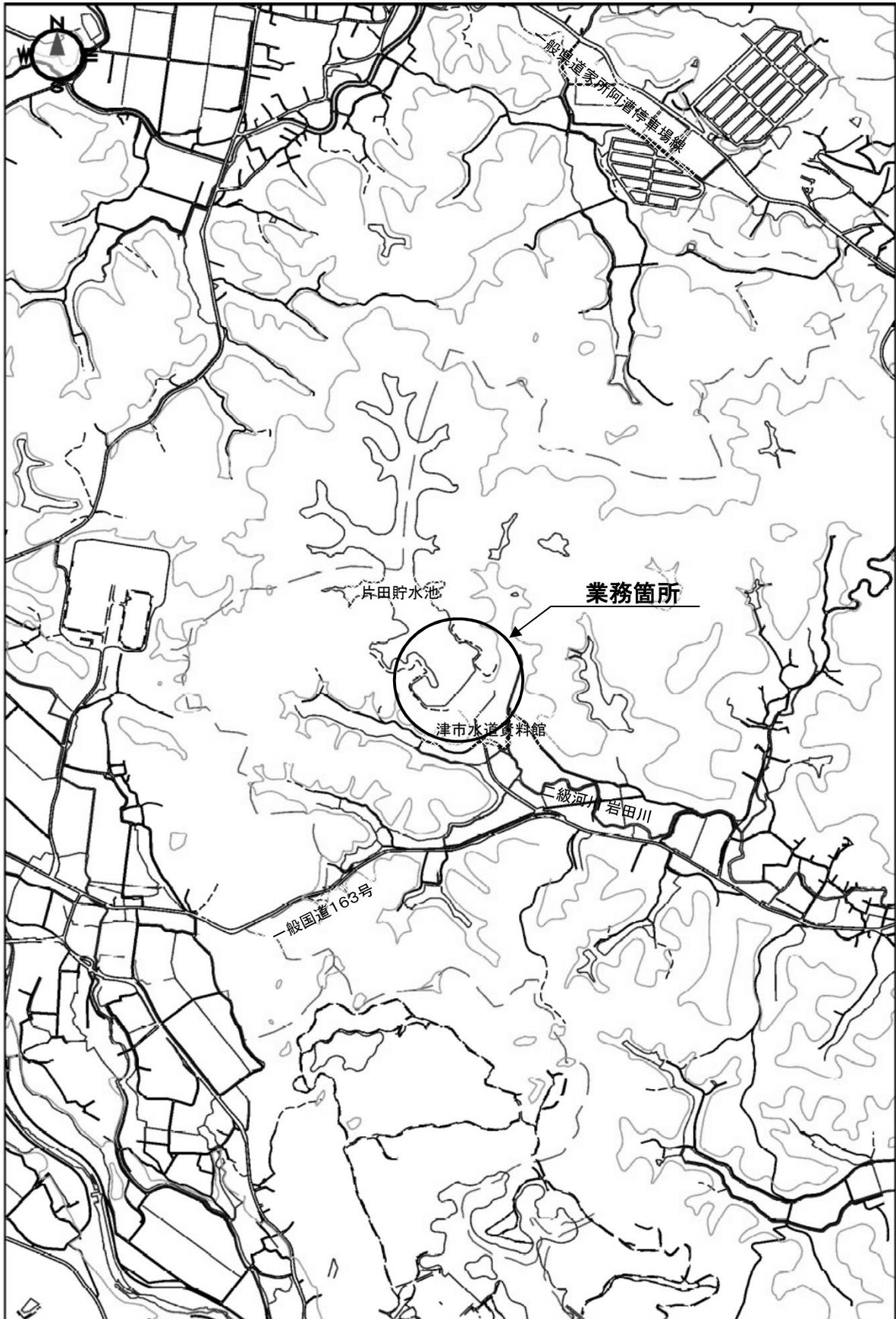
委託仕様は特記以外は三重県業務委託共通仕様書
及び監督員の指示による。

津市上下水道事業局
水 道 施 設 課

令和3年度	水施 第1-20号	業 務 委 託 設 計 書	
委託場所	津市 片田薬王寺町 地内	局 長	
		次 長	
委 託 名	片田貯水池改修工事効果分析等業務委託	課 長	
		検 算 者	
設 計 額	(うち消費税等相当額 ¥)	担当主幹	
		担当副主幹	
履行期限	令和 4年 3月10日限り	主 査	
		設 計 者	
支出科目	款	資本的支出	
	項	建設改良費	
	目	原水及び浄水施設費	
業 務 委 託 の 大 要			
排水量等調査業務		1 式	
効果分析設計業務		1 式	

位置図

令和3年度水施第1-20号
片田貯水池改修工事効果分析等業務委託



設 計 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
効果分析等業務								
01調査業務								
調査費				式	1			
排水量等調査業務				式	1			第0001号明細表
打合せ				式	1			
打合せ協議				式	1			第0002号明細表
直接調査費計				式	1			
間接調査費				式	1			
間接調査費（積上計上分）				式	1			第9001号明細表
施工管理費（率計上額）				式	1			
間接調査費計				式	1			
純調査費計				式	1			
諸経費				式	1			
調査業務価格				式	1			
02設計業務								
分析設計費				式	1			

設 計 内 訳 表								
費目	工種	種別	細別	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
効果分析設計業務				式				第0003号明細表
					1			
直接経費（成果品作成費分）				式				
					1			
直接原価				式				
					1			
その他原価				式				
					1			
業務原価				式				
					1			
一般管理費等				式				
					1			
設計業務価格				式				
					1			
合計業務価格（調査業務＋設計業務）				式				
					1			
消費税相当額				式				
					1			
業務委託料				式				
					1			

第0001号 明細表 排水量等調査業務 1式					
(上段 : 前回 下段 : 今回)					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水抜きボーリング等調査	式				第0001号施工単価表
		1.000			
合 計					

第0002号 明細表 打合せ協議 1式					
(上段 : 前回 下段 : 今回)					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
打合せ等 着手時計上、中間3回、納品時計上	業務				第0002号施工単価表
		1			
合 計					
		1			

第9001号 明細表 間接調査費 (積上計上分) 1式					
(上段 : 前回 下段 : 今回)					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
ボーリング資材等運搬費	日				第0003号施工単価表
		1			
交通費ライトバン運転経費	日				第0004号施工単価表
		1			
人肩運搬 総運搬距離50m以下	t				第0005号施工単価表
		1.3			
ボーリング仮設材 (設置・撤去)	回				
		10			
合 計					
		1			

第0003号 明細表 効果分析設計業務 1式					
(上段 : 前回 下段 : 今回)					
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要
水抜きボーリング効果検討	式				第0006号施工単価表
		1.000			
合 計					

水抜きボーリング等調査				第0001号施工単価表		
1 式当り						
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
水平ボーリング	m	50				
保孔管設置	m	50				
堤内水位計設置	箇所	9				
排水量データ測定	箇所	10				
合 計	式	1				
単 位 当 り	式	1	当り			

打合せ等				第0002号施工単価表		
1 業務当り						
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
主任技師	人					
技師 (A)	人					
技師 (B)	人					
合 計	業務	1				
単 位 当 り	業務	1	当り			

ボーリング資材等運搬費				第0003号施工単価表		
1 日当り						
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
トラック機械損料 クレーン装置付	時間					
トラック機械損料 クレーン装置付	日					
特殊運転手	人					
軽油 パトロール給油	ℓ					
合 計	日	1				
単 位 当 り	日	1	当り			

交通費ライトバン運転経費				第0004号施工単価表		
1 日当り						
名 称	単位	数 量	単 価	金 額	摘 要	
レギュラーガソリン	ℓ					
ライトバン機械損料	時間					
ライトバン機械損料	供日					
合 計	日	1				
単 位 当 り	日	1	当り			

人肩運搬

第0005号施工単価表

1 t 当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
人肩運搬 総運搬距離50m以下	t	1			
合 計	t	1			
単 位 当 り	t	1	当り		

水抜きボーリング効果検討

第0006号施工単価表

1 式当り

名 称	単 位	数 量	単 価	金 額	摘 要
技師 (A)	人				
技師 (B)	人				
技師 (C)	人				
合 計	式	1			
単 位 当 り	式	1	当 り		

数量計算書

水抜きボーリング効果検討

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
1 計画準備	—	—			—	—
2 現地調査	—	—			—	—
3 水抜きボーリング効果の検討	—	—				—
1 堤内水位経時変化の分析	—	—				—
2 排水量経時変化の分析	—	—				—
3 水抜きボーリング効果の評価	—	—				—
4 水抜きボーリング施工仕様の決定	—	—			—	—
4 報告書作成	—	—				—
合 計	—	—				—

打合せ等

業務の種類	技師長	主任技師	技師(A)	技師(B)	技師(C)	技術員
第1回打合せ	—			—	—	—
中間打合せ(3回)	—		—		—	—
最終打合せ	—			—	—	—
合 計	—				—	—

令和3年度 水施第1-20号
片田貯水池改修工事効果分析等業務委託

仕 様 書

津市上下水道事業局

第1章 共通仕様書

1 適用範囲

本仕様書は、津市上下水道事業局（以下「発注者」という。）が発注する水道事業の計画、認可、設計等に係る業務委託に適用する。

2 業務の従事者

- (1) 本業務の従事者は、上水道事業及び土木建設事業について専門的知識と経験を有する技術者でなければならない。
- (2) 受注者は、管理技術者及び照査技術者をそれぞれ配置しなければならない。業務担当責任者として管理技術者は、技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）、技術管理者又はR C C M（河川、砂防及び海岸・海洋）の資格保有者のいずれかの者とし、本業務の専任とする。照査技術者は、技術士（建設部門：河川、砂防及び海岸・海洋）、技術管理者又はR C C M（河川、砂防及び海岸・海洋）のいずれかの資格保有者とする。
- (3) 受注者は、本業務の各工種に必要な数の従事者を配置しなければならない。

3 業務計画

- (1) 受注者は、業務実施前（契約締結後14日以内）に業務計画書（工程表）を発注者に提出し、その内容等について承認を受けなければならない。
- (2) 業務計画書に重要な変更が生じた場合は、その都度、変更業務計画書を提出し、発注者の承認を受けなければならない。

4 業務の実施

- (1) 本業務の実施については、三重県設計業務委託共通仕様書、本契約書及び仕様書に準拠して行うものとし、また、監督員と十分協議し、その指示に従い履行しなければならない。

5 協議・打合せ等

- (1) 受注者は、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打ち合わせ時を含む）及び設計図書で定める業務の区切りにおける打ち合わせにおいては、管理技術者が出席するものとする。また、業務着手時及び成果品納入時（成果品案の打ち合わせ時を含む）における打ち合わせには、照査技術者も出席するものとする。打ち合わせの議事録はその都度作成し、管理技術者が確認の上、監督員に提出しなければならない。

6 納品及び検査

- (1) 成果品は、作業ごとに十分点検を行い、製本取りまとめ時点において、照査を行っ

た上で監督員に提出し、管理技術者立会いのもと、発注者の検査を受けなければならない。

- (2) 受注者は、業務完了後または引渡し後において、受注者の責に帰すべき事由による成果品の不良箇所が発見された場合は、速やかに訂正、補足、その他の措置を講じなければならない。

7 秘密の保持

- (1) 受注者は、本業務において知り得た事項を第三者に漏らしてはならない。

8 資料等の保管

- (1) 本業務の実施にあたり、発注者が貸与した資料及びその複製物等は、受注者が注意をもって保管し、業務終了後返還しなければならない。

9 目的外使用の禁止

- (1) 受注者は、発注者から提供を受けた資料を本業務以外に使用し、もしくは第三者に提供し又は使用させてはならない。

10 損害賠償

- (1) 本業務の履行に伴い事故等が発生した場合は、所要の措置を講ずるとともに、事故発生経過及び内容について、直ちに発注者に報告しなければならない。
- (2) 前項において生じた損害は、すべて受注者の責任において、解決しなければならない。

11 カルテの作成・登録

受注金額が 100 万円以上の業務については、測量調査設計業務実績情報サービスに基づき、受注・変更・完了・訂正時に業務実績情報として「業務カルテ」を作成し、監督員の確認を受けた上、契約後、土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、また登録内容の変更時は変更があった日から土曜日、日曜日、祝日等を除き 15 日以内に、完了時は業務完了後 15 日以内に、訂正時は適宜登録機関に登録申請しなければならない。又、変更契約により受注金額が 100 万円を超えた場合にも、残りの日数に関係なく「業務カルテ」を作成し登録しなければならない。

12 前払いに関する事項

請負代金の額が 130 万円以上の契約において、受注者が公共工事の前払保証事業に関する法律に規定する保証事業会社の保証を明示した場合で、津市が必要と認めるときは、契約金額の 10 分の 3 以内で、かつ当該支出予算の範囲内で前払いするものとする。

1 3 疑義

- (1) 受注者は、本仕様書に記載された事項について疑義を生じた場合は、発注者と協議しその指示に従わなければならない。

第2章 特記仕様書

1 業務の目的

本業務は、片田浄水場の原水を貯留する片田貯水池堤体（堤高：約27m、堤長幅：約132m、均一型アースダム）の改修工事の一環として実施する水抜きボーリングの試験削孔を実施し、水抜きボーリングの本施工仕様を決定することを目的とする。

2 対象施設

設計を行う対象施設は片田貯水池とし、主な内容は次に示す通りである。

片田貯水池	所在	津市片田薬王寺町351		
貯水池	全容量	1,478,000m ³		
	満水面積	14ha		
	集水面積	54ha		
	有効水深	15.15m		
	有効容量	1,293,000m ³		
土堰堤	高さ	27m		
	幅	132m	(上部:堤頂長)	
		145m	(下部:敷幅)	
	法面勾配(中心コア形)	1:03	(上流部)	
		1:02	(下流部)	

3 業務の内容

令和2年度片田貯水池改修工事設計業務では、既設法先ドレーンの排水能力不足から浸潤線が高く、堤体健全度の低下と推定している。同業務では堤体健全度を向上させるため、既設法先ドレーンを砕石置換し浸潤線を低下させる工法を計画しており、既設法先ドレーン撤去(掘削)時の安全性を確保するため、水抜きボーリングを削孔し浸潤線を低下させる計画である。

本業務では、水抜きボーリングを試験削孔し、削孔後の堤内水位の低下状況、水抜きボーリングからの排水量の経時変化から水抜きボーリングの効果进行分析し、水抜きボーリング本施工仕様を決定するものである。

(1) 計画準備(内業)

本業務の目的・主旨を把握したうえで、業務内容(外業:水抜きボーリング試験削孔等, 内業:堤内水位, 排水量から水抜きボーリング効果の分析、及び本施工仕様の検討)および工程等の計画立案を行い、業務計画書、現地作業計画書を作成する。

(2) 現地調査(外業)

現地調査を行い、既設法先ドレーン等の現況を確認する。なお、調査結果は、位置図及び写真集とともに整理する。

(3) 水抜きボーリング等調査(外業)

表1 水抜きボーリング数量等調査項目・内容一覧表

調査項目		単位	数量	調査内容
外業	水抜きボーリング	m	50	◆水抜きボーリング(φ90mm,保孔管(有孔管)設置含む,5m/本)を10本削孔する
	保孔管設置	m	50	◆削孔順序は①(1本)→②(2本)→③(2本)→④(4本)→⑤(1本):図1
	堤内水位計設置	孔	9	◆堤内水位観測孔(9孔)に自記水位計を設置する ◆1時間間隔で自動観測
	排水量計測	箇所	10	◆水抜きボーリング排水量を1回/日(時間を決めて)計測

(4) 水抜きボーリング効果検討(内業)

表2 水抜きボーリングの効果検討作業項目・内容一覧表

作業項目		単位	数量	作業内容
内業	堤内水位計経時変化の分析	式	1	◆水抜きボーリング削孔後の堤内水位経時変化の分析を行う
	排水量経時変化の分析	式	1	◆水抜きボーリング削孔後の水抜きボーリング排水量経時変化の分析を行う
	水抜きボーリング効果の評価	式	1	◆上記分析結果により水抜きボーリング効果进行评估する
	水抜きボーリング施工仕様の決定	式	1	◆水抜きボーリング効果より、水抜きボーリングの設計計画の見直しを行い施工仕様(間隔など)を決定する

(5) 報告書作成

以上の業務成果をとりまとめ、報告書を作成する。なお、水抜きボーリングの施工仕様が当初計画(既存設計)より変更となった場合は、工事仕様書等の修正を実施する。

(6) 打合せ協議

担当及び関係部署と適宜協議を行い、業務を遂行する。

ア 初回打合せ

本業務の内容確認(内容把握、調査・設計工程)、業務計画書、及び現地作業計画書作成、借用資料等の確認

イ 中間打合せ(3回)

業務作業中(水抜きボーリングの試験削孔着手時、効果検討時、本施工仕様決定時)

ウ 最終打合せ

業務作業完了時における総括説明、成果品納品

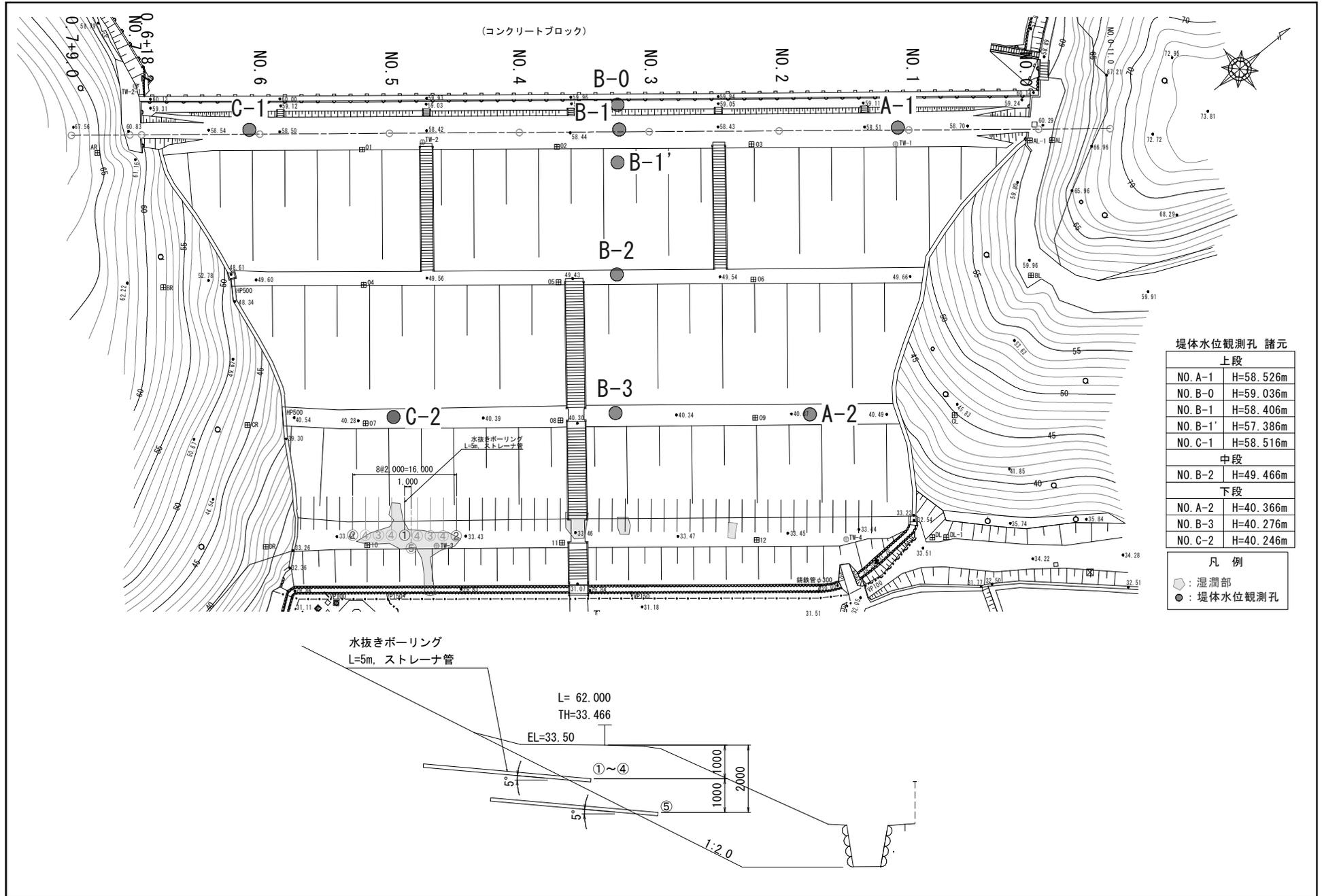


図1 水抜きボーリング調査位置平面・断面

4 適用基準書文献

- (1) 土地改良事業計画設計基準 設計「ダム」
- (2) その他関連基準

*上記文献は最新版を使用すること。

5 納品項目

- (1) 調査設計報告書 3部
- (2) 上記図書等（原図及び原稿）の電子データ 1式

6 その他事項

- (1) 業務内容、成果品提出部数に著しい変動があった場合には、別途協議する。
- (2) 本業務における図面等必要な書類は貸与する。
(地質データ、令和2年度水施第1-15号片田貯水池改修工事設計業務委託成果図書)
- (3) 水抜きボーリングの保孔管(有孔管)は、堤体材料の粒度分布を考慮し、吸出しが生じないものを使用する。
- (4) 水抜きボーリング①～⑤削孔は、2週間間隔を開け、堤内水位、水抜きボーリング排水量の経時変化を分析する。
- (5) 堤内水位、水抜きボーリング排水量について継続的に分析結果し、削孔仕様(間隔, 延長)、削孔期間の変更が望ましいと判断された場合は、削孔仕様等について監督員と協議する。
- (6) 調査期間中に水抜きボーリングから濁水が確認される など、堤体本体への影響が確認された場合は直ちに調査を中断し、監督員と協議、水抜きボーリングを閉塞するなどの必要な措置をとる。
- (7) 水抜きボーリングの作業経過において、ボーリング数の変更が生じる場合がある。
- (8) 令和4年度以降の予算編成の資料とするため、当該改修に係る概算工事費は可能な限り速やかに報告する。

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
<p>暴力団等の不当介入の排除等</p>	<p>本市が締結する契約等からの暴力団、暴力団関係者、暴力団関係法人等(以下「暴力団等」という。)の不当介入を排除し、契約等の適正な履行を確保することに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市の締結する契約等からの暴力団等排除措置要綱(平成27年津市訓第76号)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の義務</p> <p>(1) 本市の契約等の相手方及び下請負人等(以下「受注者等」という。)は、暴力団等と認められる下請負人等を使用してはならない。 (2) 受注者等は、暴力団等と認められる資材販売業者から資材等を購入してはならない。 (3) 受注者等は、暴力団等と認められる廃棄物処理業者が有する廃棄物処理施設及び廃棄物処理業者等を使用してはならない。 (4) 受注者は、本市と締結した契約等の履行に当たり、受注者等が暴力団等による不当介入を受けたときは、断固としてこれを拒否し、直ちに本市に文書にて報告するとともに所轄の警察署に通報し捜査上必要な協力をするものとする。この場合において、捜査上必要な協力を行ったとき、受注者は速やかに本市に文書にてその内容を報告しなければならない。 なお、受注者等が不当介入を受けたことを理由に契約期間の延長等の措置が必要となったとき、受注者は本市に契約期間の延長等を求めることができる。</p> <p>2 入札参加資格者等及び受注者等に対する措置 入札参加資格者等又はその役員等が暴力団等と認められるとき、暴力団等と密接な関係を有していると思われるときなどは、当該入札参加資格者等に対し、津市建設工事等指名停止基準(平成21年4月8日施行)に基づく指名停止措置を講じるものとする。 また、上記1の義務に違反した受注者等に対しても、同様に指名停止措置を講じるものとする。</p> <p>3 契約等の解除 上記の暴力団等と認められるときなどにより指名停止措置が講じられた入札参加資格者等との契約等については、これを解除することができる。</p>
<p>配慮依頼事項</p>	<p>本契約を履行するにあたって、下記のことについて御配慮願います。 なお、本事項は、受注者の自由な協力をお願いするものであり、受注者が下記の内容に応じなかった場合に、受注者に対して、不利益を課すものではありません。</p> <p>1 下請契約又は再委託(一次下請以降のすべての下請負人又は再委託者を含む。)が認められた契約にあつては、下請契約又は再委託等において市内本店事業者を活用すること。 2 資材、原材料等の調達が必要となる場合は、市内本店事業者から調達すること及び地元製品、地元生産品を使用すること。 3 建設機械、機器等の借入れが必要となる場合は、市内本店事業者から借入れすること。 4 業務従事者等の使用人等が必要となる場合は、使用人等に市民を活用すること。</p>
<p>津市公契約条例</p>	<p>本市が締結する公契約において、労働者の労働環境の確保、優良な事業者の育成及び地域経済の健全な発展を図ることに関し、必要な事項を定める。 なお、下記の内容における用語は、津市公契約条例(津市条例第22号)(以下「条例」という。)において使用する用語の例による。</p> <p>1 受注者等の責務</p> <p>(1) 関係法令及び条例の規定を遵守しなければならない。 (2) 受注者等は、労働者の適正な労働環境の確保に努めなければならない。 (3) 受注者等は、労働者と対等な労使関係を構築するとともに、下請契約等を締結しようとするときは、下請契約等の相手方と対等な立場における合意に基づいた適正な契約を行わなければならない。 (4) 受注者等は、下請契約等の相手方を選定するとき、又は資材等を調達するときは、地域経済の発展に配慮し、本市の区域内に主たる事務所を有する事業者又は本市の区域内で生産された資材等を活用するよう努めなければならない。 (5) 受注者等は、公契約に携わる者として、社会的な責任を自覚し、公契約を適正に履行しなければならない。 (6) 受注者等は、条例第7条第1項の規定に基づき市長又は上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)が行う報告の求め及び立入検査その他本市が実施する公契約に関する施策に協力しなければならない。</p> <p>2 公契約の解除等 市長等は、受注者等が次の各号のいずれかに該当するときは、当該公契約の解除、受注者等の指名停止等必要な措置を採ることができる。 (1) 条例第7条第1項の規定による報告を怠り、若しくは虚偽の報告をし、又は同項の規定による立入検査を拒み、妨げ、若しくは忌避し、若しくは質問に対して応答せず、若しくは虚偽の回答をしたとき。 (2) 条例第8条第1項の規定による命令に従わないとき。 (3) 条例第8条第2項の規定による報告を怠り、又は虚偽の報告をしたとき。 (4) (1)から(3)に掲げるもののほか、条例の規定に違反したとき。 (5) 特定公契約にあつては、「労働環境の確保に係る誓約事項」に違反したとき。</p>

特記仕様書

特記事項	条件等及び内容
労働環境の確保に係る誓約事項	<p>津市公契約条例(以下「条例」という。)第6条の規定により、下記事項について了承し、遵守することを誓約します。</p> <p>また、誓約内容に違反があった場合等における関係機関への通報、指名停止、契約解除及び違約金徴収について異議はありません。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 津市公契約条例施行規則第8条に掲げる関係法令(次項において単に「関係法令」という。)を遵守すること。 2 関係法令に違反し、関係機関からは正勧告等があった場合は、津市長又は津市上下水道事業管理者(以下「市長等」という。)へ報告すること。 3 条例第7条第1項の規定による報告の求め及び立入検査に対し、誠実に対応すること。 4 労働者が条例第9条第1項の規定による申出をしたことを理由に、当該労働者に対し、解雇その他の不利益な取扱いをしないこと。 5 労働者に対し、条例の内容について周知を行うこと。 6 労働者の賃金水準の引上げに関する措置が講じられる場合は、下請契約等の請負契約金額の見直し、労働者の賃金の引上げ等について適切に対応すること。 7 市長等が行う施策に協力すること。
新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等	<p>本業務における新型コロナウイルス感染症の拡大防止措置等については、下記のとおり徹底を図るものとする。</p> <ol style="list-style-type: none"> 1 業務の円滑な履行確保を図る観点から、業務の現場等のみならず関係する会社・事務所等も含め、現場状況などを勘案しつつ、アルコール消毒液の設置や不特定の者が触れる箇所の定期的な消毒、手洗い・うがいなど、感染予防の対応を徹底するとともに、すべての作業従事者等の健康管理に留意すること。 2 新型コロナウイルス感染症については、特に、①密閉空間、②密集場所、③密接場面という3つの条件(以下「三つの密」という。)が同時に重なる場では、感染を拡大するリスクが高いことから、事務所等における各種の打合せ、更衣室等における着替えや食事・休憩など、多人数が集まる場面や密室・密閉空間における作業などにおいては、他の作業従事者と一定の距離を保つことや作業場所の換気の励行など、三つの密の回避や影響を緩和するための対策に万全を期すこと。 3 業務等の関係者が「特定警戒都道府県」から作業等に從事する必要がある場合は、受発注者で協議を行い、感染拡大防止のための適切な対応をとること。 4 感染拡大防止対策を実施するために追加で費用を要する場合は、設計変更の対象とするため、監督員と協議を行うこと。ただし、感染防止対策について業務計画書に記載した上で履行することを前提とする。 5 新型コロナウイルス感染症の感染拡大防止のため、「業務の一時中止や履行期間の延長」が必要な場合には、監督員と協議を行うこと。 6 作業従事者等が新型コロナウイルス感染症の感染者及び濃厚接触者(以下「感染者等」という。)であることが判明した場合は、速やかに監督員に報告すること。また、保健所等の指導に従い、感染者等の自宅待機などの適切な措置を講じること。 なお、感染者等であることが判明した場合は、本業務のみならず、受注者が本市と契約中の全ての業務について、一時中止の措置を行う場合がある。 7 新型コロナウイルス感染症の影響に伴い、受注者又は発注者は、履行条件、履行方法等に変更の必要があると認めるときは、津市設計業務等委託契約約款第19条(設計図書等の変更)の規定に基づき、発注者及び受注者が協議して、これを定めるものとする。この場合において必要があると認められるときは、履行期間若しくは業務委託料の変更の対象とするものとする。